

主要国の政治行政機構 - 議院内閣制に関する参考資料(1) -

	イギリス		ドイツ		フランス		アメリカ		日本	
政治制度の種類	議院内閣制		議院内閣制		大統領制と議院内閣制の中間形態 (半大統領制)		大統領制		議院内閣制	
国家元首	国王		大統領(実質的行政権は、首相が率いる政府にある。)		大統領(大統領に実権)		大統領		憲法上明文規定はないが、対外的には天皇が元首の扱いを受ける。	
立法府の構成	下院(庶民院)	上院(貴族院)	下院(連邦議会)	上院(連邦参議院)	下院(国民議会)	上院(元老院)	下院(衆議院)	上院(元老院)	下院(衆議院)	上院(参議院)
定数	659	なし	598(超過議席あり)	69	577	321	435	100	480	247
任期	5年(解散あり)	なし	4年(解散あり)	不定(各州政府の在任期間による)	5年(解散あり)	9年(3年ごとに3分の1改選)	2年	6年(2年ごとに3分の1改選)	4年(解散あり)	6年(3年ごとに半数改選)
選挙制度	直接選挙(小選挙区制)	世襲・任命制	直接選挙(小選挙区比例代表併用制)	任命制(各州の首相及び閣僚が議員となる)	直接選挙(小選挙区2回投票制)	間接選挙(下院議員と地方議員からなる選挙人団)	直接選挙(小選挙区制)	直接選挙(各州2名。選挙時には各州1名の小選挙区制)	直接選挙(小選挙区比例代表並立制)	直接選挙(選挙区と比例代表制)
両院の権限の差	<ul style="list-style-type: none"> <li>下院に内閣不信任決議権</li> <li>法案議決に関し下院が優越(金銭法案〔歳入歳出法案〕は、下院で先議。上院は、下院が可決した法案の成立を、金銭法案の場合は1月間、その他の法案の場合は1年間遅らせることができるのみ)</li> <li>上院に最高裁判所の機能(近時、改革の動きあり)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦首相は、下院によって選挙</li> <li>下院に連邦首相の不信任決議権</li> <li>法律の種類により両院の権限は異なる(政府提出法案は、まず上院に送付されてその意見を求める必要がある)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>政府不信任決議権は下院に専属</li> <li>両院の権限は原則として対等。ただし、予算法案及び社会財政法案は下院先議</li> <li>両院の意見が対立した場合、首相の要求により、両院協議会が開催される。</li> <li>両院協議会において法案について両院不一致のときは、政府の要求に基づいて下院が最終的な議決を行う。</li> <li>政府不信任決議権は下院に専属</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>両院の権限は原則として対等。下院で可決した法律案であっても、上院で否決されれば法律として成立しない。</li> <li>歳入法案に関する法案は、先に下院に提出(歳出法案も下院先議の例)</li> <li>下院が弾劾申立権〔訴追権〕を専有。</li> <li>上院が弾劾裁判権を専有</li> <li>上院にのみ、条約批准承認権、連邦公務員任命同意権あり。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>衆議院の内閣総理大臣指名が優越</li> <li>衆議院に内閣不信任決議権</li> <li>法律案が参議院で否決されても、衆議院の出席議員の3分の2の多数で再議決</li> <li>衆議院に予算の先議権</li> <li>衆議院可決送付後、参議院が30日以内に議決しないとき、予算の自然成立、条約の自然承認</li> <li>会期決定は衆議院の議決が優越</li> <li>参議院の緊急集会</li> </ul>	
議決不一致の場合の両院関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として両院間を往復(両院の議決が対立した場合の調整手段は、特に設けられていない)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>両院の議決が不一致の場合には、両院協議会が開催される。</li> <li>上院の同意を要する法律〔州の行財政に影響を及ぼす法律等〕について、上院が同意しないときは不成立(対等)</li> <li>上院の同意を要しない法律について、上院が異議を提出したときは下院の再可決により成立</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>両院の議決が対立した場合、首相の要求により、両院協議会が開催される。</li> <li>両院協議会において法案について両院不一致のときは、政府の要求に基づいて下院が最終的な議決を行うという点において下院が優越</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>両院の議決が不一致の場合には、両院がそれぞれ開催を要求した場合のみ両院協議会が開かれる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>両院の議決が不一致の場合には、一定の要件で両院協議会の開催が求められる。</li> <li>法案再議決、内閣総理大臣の指名、予算、条約及び会期の議決につき、衆議院が優越</li> </ul>	
行政府の長	首相		連邦首相		共和国大統領		大統領		内閣総理大臣	
行政府の構成	<ul style="list-style-type: none"> <li>国王が首相を任命する(憲法習律上は比較第1党の党首が首相となる)</li> <li>大臣は首相の提案に基づいて国王が任免</li> <li>内閣は百数十名の政府構成員から首相が選任</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>連邦政府は連邦首相及び連邦大臣から構成</li> <li>連邦首相は連邦大統領の提案に基づき、下院によって討論によらずに選挙</li> <li>連邦大臣は連邦首相の提案に基づき、連邦大統領によって任命される。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領は、直接公選、任期5年</li> <li>大統領が任命する首相と、首相が提案し大統領が任命する国務大臣・各省大臣・担当大臣</li> <li>内閣と進退をともにする政務次官がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>大統領選挙人による間接選挙によって選出。任期4年、3選禁止</li> <li>各省長官は、大統領が指名し、上院の助言と承認の後に就任</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国会の指名に基づき天皇が任命する首相と、首相が任命する17名以内の国務大臣からなる。</li> <li>内閣と進退をともにする副大臣、政務官がある。</li> </ul>	
兼職	<ul style="list-style-type: none"> <li>閣僚は議員でなければならない(就任時議員でない場合は、就任後直近の下院補欠選挙で当選するか上院議員に任命されなければならない)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>閣僚と議員の兼職に関する規定はない。政務次官(首相府に置かれるものを除く。)は議員でなければならない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>閣僚は議員と兼職できない。ただし、一の地方公選職との兼職は認められている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>閣僚と議員を兼職することはできない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>首相と過半数の閣僚は議員でなければならない。</li> </ul>	
内閣の規模(2003.7現在)	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣は20名程度の閣内大臣を含み、政府は閣内大臣、閣外大臣、政務次官に閣僚の秘書を務める議員等を加えたものをいう。</li> <li>現ブレア政権では首相、閣内相20名、閣外相・政務次官等94名</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>閣僚は20名弱であることが多い。政務次官は30名弱</li> <li>現シュレーダー政権では、首相、大臣14名、政務次官27名</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>国務大臣、各省大臣、担当大臣、政務次官を併せて「政府」と通称される(人数は多くて40名程度)</li> <li>閣議参加メンバーは政権により異なるが、通常は大臣まで。</li> <li>ラファラン政権では閣議出席資格を有するのは大統領、首相、大臣15名、担当大臣11名。ほか政務次官12名</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ブッシュ政権では、正・副大統領及び15の各省長官ポストのほか、大統領首席補佐官、行政管理予算庁長官、国家麻薬管理政策庁、合衆国通商代表、環境保護庁長官の計20名</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>首相・国務大臣合わせて18名以内。副大臣22名。政務官26名。内閣官房副長官3名</li> </ul>	

	イギリス		ドイツ		フランス		アメリカ		日本	
内閣機能の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会内政府的な性格を有し、与党の指導層が内閣を組織する。</li> <li>・議会に対し連帯責任を負う。</li> <li>・政務次官を含めた閣僚による数多くの内閣委員会が頻繁に行われている。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・連邦首相は下院に責任を負う。</li> <li>・閣議の事前準備のための補助的審議機関として内閣委員会（現在 7）と多くの省際委員会がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・正式な閣議は大統領が主宰するが、別に大統領が参加しない首相が主宰する会議も開かれる。</li> <li>・内閣は大統領に任命されるが、国政について議会に責任を負う。</li> <li>・閣僚委員会、閣僚懇談会、省間連絡会等の会議がある。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・独任制なので、内閣が最終意思決定機構ではない。政治権力としては各省長官より補佐官等のほうが強力といわれる。</li> <li>・議会に対する責任を負わない。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・首相は内閣の首長であり、閣議にかけた方針に基づいて行政各部を指揮監督する。</li> <li>・内閣は国会に対して連帯して責任を負う。</li> <li>・関係閣僚会議、閣僚懇談会等がある。</li> </ul>	
立法府と行政府との関係										
不信任・解散等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下院において政府に対する不信任案・信任案あるいはそれに匹敵する重要な法律案について政府が敗北した場合、憲法習律上内閣は総辞職するか解散を国王に助言するかしなければならない。</li> <li>・国王は、首相の提案に基づき下院を解散することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・下院は、その過半数をもって連邦首相の後任を選出し、連邦大統領に対し、連邦首相の罷免を要請することによってのみ、連邦首相に対して不信任を表明することができる（建設的不信任の制度）</li> <li>・連邦首相が提出する信任決議案が否決された場合、連邦大統領は連邦首相の提案に基づいて下院を解散することができるが、その解散権は下院が過半数をもって別の連邦首相を選挙するやいなや消滅する（解散権の制限）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・首相は閣議の審議の後、下院に対して政府の綱領又は一般政策の表明について、政府の責任をかける。下院は不信任動議の表決によって政府の責任を追及する。</li> <li>・下院が政府の不信任動議を採択し又は政府の綱領若しくは一般政策の表明を否認するとき、首相は大統領に政府の辞表を提出しなければならない。</li> <li>・首相は大統領に対し、下院の解散について意見を述べるることができる（大統領はほかに議長の意見を聞いた上で下院を解散することができる。その際首相及び議長の意向は無視され得る）</li> <li>・首相は大統領に対し、臨時会の開会を請求することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領は議会に責任を負わない。</li> <li>・大統領は議院を解散することはできない。</li> <li>・大統領は非常の際の臨時議会招集権を有する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣は行政権の行使について国会に対し連帯して責任を負う。</li> <li>・内閣は衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、10 日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない。</li> <li>・内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があったときは内閣は総辞職しなければならない。</li> <li>・天皇は内閣の助言と承認により衆議院を解散する。</li> </ul>	
法案提出権等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案は議員のみが提案することができる（したがって、政府提出の法律案は所管大臣の議員としての地位に基づいて提出される）</li> <li>・課税又は支出を主たる目的とする法律案は、国王の大臣のみがこれを提出することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律案は、連邦政府、下院議員又は上院により下院に提出される。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律の発議権は首相及び議員に競合して属する。</li> <li>・政府はその綱領の執行のため、議会に対して通常は法律の領域に属する措置を一定期間に限りオルドナンスで定めることの承認を求めることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領は法案を議会に提出することはできないが、教書で法案を勧告することができる。</li> <li>・大統領は法案に対する拒否権を有する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・国会議員は、その所属する議院の議題となるべき議案を発議する権能を持つ。</li> <li>・憲法上明示した規定はないが、内閣に法律案提出権があることが認められている。</li> </ul>	
議会への閣僚の出席等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省庁の長たる大臣は、その所属する議院において、行政権の行使に関し、ただ一人議会で答弁することができる。ただし、その権限は閣外大臣、政務次官又は官僚に委ねられることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・下院及びその委員会は連邦政府のどの構成員に対しても出席を要求することができ、上院及び連邦大臣並びにこれらの委託を受けたものは、下院及びその委員会のすべての会議に出席することができ、発言することができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府の構成員は両議院に出席し、自ら求めるときに意見を表明する。政府の構成員は政府委員に補佐させることができる。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大統領、閣僚（各省長官）行政府職員は、議会に出席して討論に参加することはできない。</li> <li>・大統領を支える制度的基盤（政府与党によって統御された議会、厳格な規律を持ち結束の固い政党、強力なチームワークを誇る内閣等）を欠く。そのため、議院内閣制と比較すると、立法が非効率的である。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の議席の有無にかかわらず、何時でも議院に出席することができる。また、出席を求められたときは、出席しなければならない。</li> </ul>	
<b>会派</b>	下院	上院	下院	上院	下院	上院	下院	上院	衆議院	参議院
会派名・所属議員数 (2003.6 現在)	労働党 409 保守党 163 自由民主党 53 その他 33 欠員 1 合計 659	労働党 186 保守党 213 自由民主党 65 クロスベンチ 179 その他 31 合計 674	社会民主党 251 キリスト教民主・社会同盟 248 緑の党 55 自由民主党 47 無所属（民主社会党）2 合計 603	各州政府が任命する議員 69 名で構成される。各州の議席数は人口に応じて 3～6 議席。	国民運動連合 364 社会党 149 フランス民主連合 30 共産党 22 無所属 12 合計 577	国民運動連合 166 社会党 83 中道連合 27 共産党 23 欧州民主社会連合 17 無所属 5 合計 321	共和党 229 民主党 205 無所属 1 合計 435	共和党 51 民主党 48 無所属 1 合計 100	自民 243 民主無所ク 116 公明 31 自由 22 共産 20 社民 18 保守新 10 無所属 16 欠員 4 合計 480	自民保守新 116 民主新緑 60 公明 24 共産 20 国会改革連絡会 14 社民 6 無所属 7 合計 247